

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「民事暴力相談センター所長」を削り、「風評被害
雇用開発

防止対策室長
室長」を「新成長戦略推進室長」に改め、同表の課長の欄中「市
民

民センター室長
活環境パトロールセンター所長
事暴力相談センター次長」を「安全・安心相談センター所長
第2夜間・休日急患センター準備室

に、「風評被害防止対策室次長
長」に、「雇用対策室次長」を「新成長戦略推進室次長」に、「生

涯学習総合センター次長」を「八幡西生涯学習総合センター所長」に改める

。

別表第3の8の表の局長の項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第6号中「夜間・休日急患センター」の次に「及び第2夜間・休日急患センター準備室」を加え、同項中第83号を第87号とし、第74号から第82号までを4号ずつ繰り下げ、同項第73号中「店舗管理者」を「総括製造販売責任者等」に改め、同号を同項第74号とし、同号の次に次の3号を加える。

(75) 薬事法第74条の2第1項の規定による承認の取消し

(76) 薬事法第74条の2第2項の規定による変更命令

(77) 薬事法第74条の2第3項の規定による承認の取消し及び変更命令

別表第3の8の表の局長の項第72号を同項第73号とし、同項第71号中「(昭和35年法律第145号)第72条第4項」を「第72条第3項及

び第4項」に、「又は」を「及び」に改め、同号を同項第72号とし、同項第70号の次に次の1号を加える。

(71) 薬事法(昭和35年法律第145号)第71条の規定による検査命令

別表第3の8の表の障害福祉部長の項中「障害者自立支援法の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の」に、「障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第1号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号」に改め、同項第8号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表に次のように加える。

第2夜間・休日急患センター準備室長	(1) 1件200万円以下の薬品の購入の契約及び検収 (2) 1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収
-------------------	---

別表第3の9の表の子ども家庭部長の項第1号中「障害者自立支援法の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の」に、「障害者自立支援法施行令第1条第1号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1号」に改める。

別表第3の11の表の農林課長の項中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号を第3号とし、同表に次のように加える。

鳥獣被害対策課長	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項の規定による鳥獣飼養の登録及び同条第5項の規定による登録の更新 (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第6項及び同法第21条第2項の規定による登録票の再交付 (3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第22条第2項の規定による登録の取消し (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項の規定による販売禁止鳥獣等の販売許可 (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第6項の規定による販売許可証の再交付
----------	--

	(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 24条第10項の規定による販売許可の取消し
--	---

別表第3の14の表の管理課長の項中「管理課長」を「事業調整課長」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の保健福祉担当部長の項第17号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号」に改め、同項第18号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12の表の保健所長の項第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号」に改め、同項第13号中「福岡県公衆浴場法施行条例（昭和63年福岡県条例第3号）」を「北九州市公衆浴場法施行条例（平成24年北九州市条例第58号）」に改め、同項第39号中「第24条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項中第43号を第52号とし、第40号から第42号までを9号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の9号を加える。

- (40) 薬事法第4条第2項の規定による許可の更新
- (41) 薬事法第7条第3項ただし書の規定による許可
- (42) 薬事法第12条第1項の規定による許可
- (43) 薬事法第12条第2項の規定による許可の更新
- (44) 薬事法第13条第1項の規定による許可
- (45) 薬事法第13条第3項の規定による許可の更新
- (46) 薬事法第14条第1項の規定による承認
- (47) 薬事法第14条第9項の規定による変更の承認

(48) 薬事法第24条第1項の規定による許可
付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市消防長 櫛井正喜

消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令
(消防職員懲戒及び分限審査委員会規程の一部改正)

第1条 消防職員懲戒及び分限審査委員会規程(昭和38年北九州市消防局訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

第3条第2項中「総務部人事企画課人事係長」を「総務部人事課人事係長」に改める。

(北九州市消防局公印規程の一部改正)

第2条 北九州市消防局公印規程(昭和38年北九州市消防局訓令第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の市及び消防長の専用印の項中

「

消防局人事企画課
消防局人事企画課
消防局人事企画課

を

消防局人事課
消防局人事課
消防局人事課

に改める。

」

(北九州市消防吏員服装規程の一部改正)

第3条 北九州市消防吏員服装規程(昭和45年北九州市消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第4項中「人事企画課長」を「人事課長」に改める。

(北九州市警防規程の一部改正)

第4条 北九州市警防規程(昭和55年北九州市消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「総務部人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

第71条中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

別表第1の警防本部の総務・調達班の項中「人事企画課」を「人事課」に

改める。

(北九州市消防局部長以下専決規程の一部改正)

第5条 北九州市消防局部長以下専決規程(昭和61年北九州市消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条人事企画課長専決事項の項を次のように改める。

人事課長専決事項

(1) 別表に定める人事課長の専決区分に属する事項に関すること。

別表中「人事企画課長」を「人事課長」に改める。

(北九州市消防職員安全衛生管理規程の一部改正)

第6条 北九州市消防職員安全衛生管理規程(昭和62年北九州市消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第26条中「総務部人事企画課」を「総務部人事課」に改める。

別表第1中「総務部人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

(北九州市消防局消防職員委員会の運営に関する規程の一部改正)

第7条 北九州市消防局消防職員委員会の運営に関する規程(平成8年北九州市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「総務部人事企画課(以下「人事企画課」を「総務部人事課(以下「人事課」に改め、同条第2項中「人事企画課」を「人事課」に改める。

第8条第2項中「人事企画課」を「人事課」に改める。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条総務経営部経営企画課の項中「資産活用係」を削り、同条海外事業部の項中「海外事業部」を「海外・広域事業部」に改め、同項に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

第1条給水部の項を次のように改める。

水道部

計画課

管理係

計画係

設計課

技術係

設計第一係

設計第二係

配水管理課

配水管理係

給水係

浄水課

管理係

施設係

設計係

井手浦浄水所

整備係

穴生浄水所

整備係

運転係

畑浄水場
伊佐座取水場
本城浄水所
整備係
運転係
水質試験所
水質検査係
品質保証係

第1条浄水部の項を削り、同条下水道部の項を次のように改める。

下水道部

下水道計画課
管理係
企画調整係
下水道計画係
下水道資産活用係
保全係
下水道整備課
整備第一係
整備第二係
施設課
管理係
維持係
計画係
建設係
水質管理課
指導係
検査係
東部浄化センター
浄化係
保全係
西部浄化センター
浄化係
保全係

第1条下水道施設部の項を削り、同条に次のように加える。

東部工事事務所

管理課

管理係

給水係

水道課

工務係

下水道課

下水道第一係

下水道第二係

西部工事事務所

管理課

管理係

給水係

水道課

工務係

下水道課

下水道第一係

下水道第二係

第2条総務経営部経営企画課下水道経営係の項中第8号を第14号とし、第2号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、同項第1号中「(下水道事業に係るものに限る。次号から第8号までにおいて同じ。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項に第1号から第6号までとして次の6号を加える。

- (1) 事業経営の企画、調査及び研究に関すること(下水道事業に係るものに限る。次号から第14号までにおいて同じ。)
- (2) 事業経営に係る重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 事業の統計に関すること。
- (5) 料金制度の総括に関すること。
- (6) 事務事業の考査に関すること。

第2条総務経営部経営企画課資産活用係の項を削り、同条海外事業部の項中「海外事業部」を「海外・広域事業部」に改め、同項に次のように加える。

広域事業課

資産活用係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 固定資産(土地及び立木に限る。)の管理の統括に関すること(水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号から第1

- 2号までにおいて同じ。)
- (3) 財産の登記に関すること。
 - (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転及びこれらに伴う補償並びに処分に関すること。
 - (5) 固定資産の損害保険に関すること。
 - (6) 車両の管理及び運行に関すること。
 - (7) 交通事故の損害賠償に関すること。
 - (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可に関すること。
 - (9) 駐車場事業に関すること。
 - (10) 普通財産の維持管理に関すること。
 - (11) 土地の調査及び境界確認に関すること。
 - (12) 財産台帳に関すること。

第2条給水部の項中「給水部」を「水道部」に改め、同条給水部計画課
 計画課」を「水道部
 計画課」

管理系の項第1号中「庶務」の次に「(部の庶務にあつては、浄水課、浄水所及び水質試験所(以下「浄水課等」という。))に係るものを除く。)」を加え、同項第2号中「部」の次に「(浄水課等を除く。第4号及び第6号において同じ。)」を加え、「(工事事務所の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第4号中「(工事事務所の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第6号中「給水部」を「部」に改め、同条給水部設計課技術系の項第2号中「部」の次に「(浄水課等を除く。次号から第5号までにおいて同じ。)&及び工事事務所(下水道課を除く。次号から第5号までにおいて同じ。)」を加え、同項第3号から第5号までの規定中「部」の次に「及び工事事務所」を加え、同

東部工事事務所
 条給水部 西部工事事務所
 の項を次のように改める。

浄水課

管理係

- (1) 部、課の庶務(部の庶務にあつては、浄水課等に係るものに限る。)に関すること。
- (2) 浄水課等の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 浄水課等の所管に属する工事の起工、契約(簡易な工事に係るものに限る。)及び精算に関すること。
- (4) その他浄水課等の事業で他課の所管に属しないこと。

施設係

- (1) 課及び水質試験所の所管に属する工事の施工に関すること。

- (2) 浄水所施設の維持管理の総括に関する事。
- (3) 水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物の保安業務の総括に関する事。
- (4) 水道事業及び工業用水道事業に係る排水処理の総括に関する事。

設計係

- (1) 浄水所施設の整備の実施計画に関する事。
- (2) 課及び水質試験所の所管に属する工事の設計に関する事。
- (3) 原水及び浄水の計画及び調整に関する事。
- (4) 水道事業及び工業用水道事業に係る水量等の統計に関する事。
- (5) 浄水課等の所管に属する技術研修の総括に関する事。

井手浦浄水所

整備係

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 簡易な工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 排水処理に関する事。
- (5) 原水及び浄水の確保及び操作に関する事。

穴生浄水所

整備係

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 簡易な工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 排水処理に関する事。

運転係

- (1) 原水及び浄水の確保及び操作に関する事。

畑浄水場

- (1) 場の庶務に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 簡易な工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 原水及び浄水の確保及び操作に関する事。
- (5) 排水処理に関する事。

伊佐座取水場

- (1) 場の庶務に関する事。

- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 簡易な工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 排水処理に関する事。

本城浄水所
整備係

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 施設の維持管理に関する事。
- (3) 簡易な工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 排水処理に関する事。

運転係

- (1) 原水及び浄水の確保及び操作に関する事。

水質試験所

水質検査係

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質試験に関する事。
- (3) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質及び水処理の調査及び研究に関する事。
- (4) 施設の維持管理に関する事。

品質保証係

- (1) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質検査の信頼性の保証に関する事。

第2条浄水部の項を削り、同条下水道部下水道計画課管理係の項を次のように改める。

管理係

- (1) 部、課及び下水道整備課の庶務（部の庶務にあっては、下水道計画課及び下水道整備課に係るものに限る。）に関する事。
- (2) 課及び下水道整備課の所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定に関する事。
- (3) 日本下水道事業団及び日本下水道協会との連絡に関する事。
- (4) 福岡県下水道協会に関する事。

第2条下水道部下水道計画課企画調整係の項中第1号及び第2号を削り、同項第3号中「及び総合治水計画」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第4号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号から第11号までを6号ずつ繰り上げ、同条下水道部下水道計画課排水設備係の項を次のように改め

る。

下水道資産活用係

- (1) 固定資産の管理の統括に関する事(下水道事業に係るものに限る。次号から第12号までにおいて同じ。)
- (2) 建設仮勘定の管理の統括に関する事。
- (3) 財産の登記に関する事。
- (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転及びこれらに伴う補償並びに処分に関する事。
- (5) 固定資産の損害保険に関する事。
- (6) 車両の管理及び運行に関する事。
- (7) 交通事故の損害賠償に関する事。
- (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可に関する事。
- (9) 駐車場事業に関する事。
- (10) 普通財産の維持管理に関する事。
- (11) 土地の調査及び境界確認に関する事。
- (12) 財産台帳に関する事。
- (13) 水洗便所改造助成金及び水洗便所改造貸付金に関する事

保全係

- (1) 下水道管渠等の維持管理及び移設の総括に関する事。
- (2) 下水道台帳の作成及び保全に関する事。
- (3) 下水道の供用開始等の告示に関する事。
- (4) 下水道の長寿命化及び耐震化の調査、計画に関する事。
- (5) 私道への下水道の設置基準に関する事。
- (6) 水洗便所の普及及び指導に関する事。
- (7) 排水設備指定工事店及び責任技術者の認定、登録及び指導監督に関する事。
- (8) 排水設備の設置に係る設計基準等の策定及び総括に関する事。
- (9) 排水設備等の調査(下水道法(昭和33年法律第79号)第10条ただし書の許可に係るものに限る。)に関する事。

第2条下水道部下水道整備課^{整備第一係}の項第1号中「下水道管渠」を「下水道管渠」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 下水道事業に係る設計基準及び設計審査に関する事。

第2条下水道部下水道整備課保全系の項及び同条下水道部下水道整備課

下水道第一係

下水道第二係

下水道第一係

下水道第二係

施設課

管理係

- の項を削り、同条下水道部の項に次のように加える。
- (1) 部、課の庶務（部の庶務にあっては、下水道計画課及び下水道整備課に係るものを除く。）に関する事。
 - (2) 課、水質管理課及び浄化センターの所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定に関する事。

維持係

- (1) 浄化センター及びポンプ場等の維持管理の総括に関する事。
- (2) 浄化センター及びポンプ場等の運転に伴う環境調査に関する事。
- (3) 汚泥及び処理水等の再生利用等の計画及び調整に関する事。
- (4) 浄化センター及びポンプ場等の運転等の委託並びに業者の指導及び監督の総括に関する事。
- (5) 浄化センターの水処理の総括に関する事。

計画係

- (1) 浄化センター及びポンプ場等の改築更新及び改良の調査、計画及び調整に関する事。
- (2) 浄化センター及びポンプ場等の改築更新に係る補助申請に関する事。

建設係

- (1) 浄化センター及びポンプ場等の設備工事に係る設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 工事管理基準の策定に関する事。

水質管理課

指導係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 処理区域内の工場等からの排出水の調査、指導等に関すること。
- (3) 除害施設の設置等の検査及び指導監督に関すること。

検査係

- (1) 浄化センター及びポンプ場等の水質管理に関すること。
- (2) 下水処理の調査及び研究に関すること。

東部浄化センター

西部浄化センター

浄化係

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 下水及びし尿の終末処理に関すること。
- (3) 浄化センター及び系統ポンプ場等の維持管理に関すること。

保全係

- (1) 浄化センター及び系統ポンプ場等の修繕工事に関すること。
- (2) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新に関すること（施設課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新工事に係る監督の一部に関すること。

第2条下水道施設部の項を次のように改める。

東部工事事務所

西部工事事務所

管理課

管理係

- (1) 所、課、水道課及び下水道課の庶務に関すること。
- (2) 所が設計する工事の起工、契約及び精算に関すること。
- (3) 給水装置工事費等の調定、納入通知及び収納に関すること。
- (4) 所の所管に属する工事に係る工事資材の管理に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 量水器の管理に関すること。

給水係

- (1) 給水装置工事の受付及び審査に関すること。
- (2) 給水状況及び給水装置の調査に関すること。
- (3) 給水管の維持管理に関すること。
- (4) 水道工事センターに関すること。

水道課

工務係

- (1) 口径150ミリ以下の配水管改良工事の設計に関する事。
- (2) 1件1,000万円以下の所の所管に属する支障物件移設工事（開発行為等に係るものを除く。）の設計に関する事。
- (3) 1件1,000万円以下の水道施設維持管理工事の設計に関する事（工業用水道施設に係るものについては、西部工事事務所に限る。第5号及び第6号において同じ。）。
- (4) 小口径配水管及び私道配水管の整備工事の設計等に関する事。
- (5) 水道施設整備改良工事等の施工に関する事。
- (6) 水道施設の維持管理に関する事。
- (7) 私道配水管整備事業の受付及び審査に関する事。

下水道課

下水道第一係

下水道第二係

- (1) 下水道管渠、浄化センター及びポンプ場等の新設、移設及び改築工事（下水道部の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 下水道の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事（下水道部の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 下水道事業に係る工事（下水道部の所管に属するものを除く。）の契約及びしゅん工認定に関する事。
- (4) 下水道の占有、使用その他の管理に関する事。
- (5) 下水道の境界の明示に関する事。
- (6) 下水道管渠（低地ポンプを含む。）の維持管理及び補修工事に関する事。
- (7) 私道及び里道に係る下水道の整備に関する事。
- (8) 排水設備の新設及び改築の審査確認並びに検査に関する事。
- (9) 排水設備の新設に伴う汚水ますの設置に関する事。
- (10) 排水設備等の調査（下水道法第10条ただし書の許可に係るものを除く。）に関する事。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 局に工事に係る契約事務を担当する担当部長（以下「工事契約担当部長」という。）、浄水に係る事務を担当する担当部長（以下「浄水担当部長」と

いう。)及び下水道施設に係る事務を担当する担当部長(以下「下水道施設担当部長」という。)を置く。

第3条第3項中「、事業収益の向上を図る事務を担当する担当課長(以下「収益戦略担当課長」という。)」及び「、給水部に工事事務所で工事事務を担当する担当課長(以下「工務担当課長」という。)を」を削り、「東部又は西部における下水道事業に係る契約事務を担当する担当課長(以下それぞれ「東部庶務担当課長」又は「西部庶務担当課長」という。)、東部若しくは西部又は」を「下水道に係るアセットマネジメントを担当する担当課長(以下「アセットマネジメント担当課長」という。)及び」に改め、「東部整備担当課長」若しくは「西部整備担当課長」又は」を削り、「八幡西整備担当課長」若しくは」を「八幡西整備担当課長」又は」に改め、同条第4項中「下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」を「浄水担当部長及び下水道施設担当部長」に改め、「、収益戦略担当課長」を削り、「工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第4条第1項中「契約室長を、下水道東部整備担当部長には建設局東部整備事務所長を、下水道西部整備担当部長には建設局西部整備事務所長」を「、契約室長」に改め、同条第2項中「、東部庶務担当課長には建設局東部整備事務所庶務課長を、西部庶務担当課長には建設局西部整備事務所庶務課長を、東部整備担当課長には建設局東部整備事務所工務第二課長を、西部整備担当課長には建設局西部整備事務所工務第二課長を」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 区役所まちづくり整備課の職員は、上下水道局職員に併任されたものとみなし、門司区役所、小倉北区役所及び小倉南区役所のまちづくり整備課の職員にあっては東部工事事務所下水道課の職員の職を、若松区役所、八幡東区役所、八幡西区役所及び戸畑区役所のまちづくり整備課の職員にあっては西部工事事務所下水道課の職員の職を兼ねるものとする。

第6条第1項を次のように改める。

部長(工事契約担当部長、東部工事事務所長及び西部工事事務所長を含む。以下同じ。)に事故があるとき、又は部長が欠けたときは部(東部工事事務所及び西部工事事務所を含む。)の庶務を所掌する課長が、浄水担当部長に事故があるとき、又は浄水担当部長が欠けたときは浄水課長が、下水道施設担当部長に事故があるとき、又は下水道施設担当部長が欠けたときは施設課長が代理する。

第6条第2項中「、収益戦略担当課長」を削り、「工務担当課長、東部庶務

担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改め、「所長」の次に「（東部工事事務所長及び西部工事事務所長を除く。）」を加える。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局長代理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市上下水道局長代理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局長代理規程（昭和42年北九州市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「総務経営部長」を「海外事業・下水道担当理事」に、「浄水部長」を「総務経営部長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第4号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」を「浄水担当部長及び下水道施設担当部長並びに工事事務所長」に改め、「収益戦略担当課長」を削り、「工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改め、「所長」の次に「（工事事務所長を除く。）」を加える。

第2条第3項各号列記以外の部分中「下水道東部整備担当部長、下水道西部整備担当部長」を「工事事務所長」に、「工事事務所長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長」を「管理課長、水道課長、下水道課長」に改め、同条第4項中「施設部長」を「下水道施設担当部長」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」を「工事事務所長」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1件2,000万円以下の工事の契約（修繕料（工事に係るものに限る。）、工事請負費及び委託料（工事を委託する場合に限る。）に属するものに限る。）並びに工事資材の購入の契約及び検収に関すること。

第2条第6項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「収益戦略担当課長」を削り、「工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項に定めるもののほか、広域事業課長は、水道事業及び工業用水道事業に係る不動産の賃貸借及び使用許可に関することを専決する。

第3条第6項各号列記以外の部分中「下水道東部整備担当部長、下水道西部整備担当部長」を削り、「東部庶務担当課長、西部庶務担当課長」を「管理課長、水道課長、下水道課長」に改め、同条第9項及び第10項を削り、同条第11項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを削り、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 アセットマネジメント担当課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 下水道法第13条第1項の規定による立入検査（排水設備及び除害施設に係るものに限る。）に関する事。

(2) 北九州市上下水道局水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱（平成24年北九州市水道局告示第3号）の規定による貸付金の執行に関する事。

(3) 北九州市下水道条例第25条第1項の規定による許可に関する事。

(4) 北九州市下水道条例第26条第2項の規定による指示に関する事。

第3条中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項及び第15項を削り、同条第16項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加え、同項を同条第13項とする。

(9) 1件1,200万円以下の工事に係る起工決定に関する事。

第3条に次の3項を加える。

14 第1項に定めるもののほか、管理課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 給水装置工事の承認及び検査に関する事。

(2) 1件500万円以下の工事に係る設計等委託の契約に関する事。

(3) 1件1,200万円以下の工事の契約（修繕料（工事に係るものに限る。）、工事請負費及び委託料（工事を委託する場合に限る。）に属するものに限る。）並びに工事資材の購入の契約及び検収に関する事。

15 第1項に掲げるもののほか、水道課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 水道施設工事等の設計に関する事（設計課の所管に属するものを除く。）。)

(2) 水道施設工事等の施工に関する事。

16 第1項に掲げるもののほか、下水道課長は、次に掲げるものを専決する。

(1) 下水道法第14条第1項の規定による下水道の工事等に係る使用制限に関する事。

(2) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の工事（新設、改築及び移設工事に関するものに限る。）等に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関する事。

(3) 北九州市下水道条例第6条の規定による確認に関する事。

(4) 北九州市下水道条例第7条の規定による検査及び検査済証の交付に関する事。

(5) 北九州市下水道条例第29条第1項の規定による許可に関すること
。

別表第2第7号中

「

起工決定	1,500～	500～	
契約		[工事事務所長] 500～	を

」

「

起工決定	1,500～	500～	に
------	--------	------	---

」

改め、「簡易な工事」の次に「（北九州市上下水道局工事施行規程（昭和53年北九州市水道局管理規程第4号）第18条の簡易な工事をいう。以下同じ。）」を加え、同表第26号及び第29号中「工事事務所長」を「管理課長」に改める。

別表第3第37号中「不能欠損処分」を「不納欠損処分」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局公印規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

工事事務所専用北九州市上下水道局長印	れい書	方21	(6)	上下水道局長名をもってする工事事務所における公文書用	上下水道局給水部工事事務所長	上下水道局給水部工事事務所
整備事務所専用北九州市上下水道局長印	れい書	方21	(7)	上下水道局長名をもってする建設局整備事務所における公文書用	上下水道局下水道部庶務担当課長	建設局整備事務所庶務課
まちづくり整備課専用北九州市上下水道局長印	れい書	方21	(8)	上下水道局長名をもってする区役所まちづくり整備課における公文書用	上下水道局下水道部整備担当課長（東部整備担当課長及び西部整備担当課長を除く。）	区役所まちづくり整備課

を

工事事務所専用北九州市上下水道局長印	れい書	方21	(6)	上下水道局長名をもってする工事事務所における公文書用	上下水道局工事事務所管理課長	上下水道局工事事務所管理課
まちづくり整備課専用北九州市上下水道局長印	れい書	方21	(7)	上下水道局長名をもってする区役所まちづくり整備課における公文書用	上下水道局下水道部整備担当課長	区役所まちづくり整備課

に、

「(9)」を「(8)」に改める。

別表第2中ひな型(7)を削り、ひな型(8)をひな型(7)とし、ひな型(9)をひな型(8)とする。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める

。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

北九州市上下水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局庁内管理規程（昭和47年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「工事事務所長」を「管理課長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。